

請求手続に必要なものリスト

請求書の受け付けの際に必要なものは以下のとおりです。

- 窓口に来られる方の本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、各種年金証書、個人番号カード、旅券など)
- 委任状（代理人が手続する場合のみ）
- 請求書
- 損害補償の案内ハガキ、使用水量のお知らせなどの水栓番号が
確認できるもの
- 損害を証明する書類
 - ※修理業者の見解書は、故障原因が3月8日に発生した断水・濁り水の影
響であることを証明する内容が必要です。
 - ※給湯器等の購入年月・金額の情報に関する書類がない場合は、請求書の
(2)「損害の内容」欄に購入年月・金額情報を記入してください。
 - ※廃棄食材等は、3月8日に発生した断水・濁り水が原因で廃棄したもの
が対象となります。
 - ※営業損失は、3月8日の断水・濁り水により休業し、売上が減少した事
業者等が対象となります。
 - ※廃棄食材の写真など準備できない書類を除き、請求書に記載の書類は原
則必要となります。また、提出いただいた内容によっては、追加書類の
ご提出や訪問・電話等による照会を実施させていただく場合があります。
- 振込口座の通帳もしくはキャッシュカード

口座の確認のため、通帳もしくはキャッシュカードを必ずご持参ください。
※水道料金の引き落とし口座を振込口座としてご利用の場合、通帳等をご
持参していただく必要ありません。

請求書の「3 振込口座」欄に記載いただいた、口座にお振込みさせていただきます。内容に間違いが無いか、再度ご確認ください。

口座の名義は請求者と同一名で記載してください。